# 復興支援情報

## 所得税などの軽減・免除

昨年十二月、所得税などの国税について、東日本大震災により被害を受けた人や復興に向けた取り組みを行う人を対象として、新たに税制上の措置が追加されました。

震災で被害を受けた人は、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などを行うことで税金の還付を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のウェブサイト（http://www.nta.go.jp/）でも詳細をご覧になれます。

問 **古川税務署** ☎㉒1711

## 個人住民税の軽減措置

東日本大震災により住宅や家財、自家用車などに被害を受けた人は、雑損控除の適用を受けることで、個人住民税（市民税・県民税）の軽減を受けることができます。なお、所得税の確定申告をした人は、重ねて個人住民税の申告をする必要はありません。

雑損控除は、災害に関連して支出した次の費用も対象になります。

**◆対象となる費用**

損害などにより住宅や家財を取り壊した費用、土砂を取り除く費用、住宅や家財の被害の拡大や発生を防ぐための緊急な措置にかかった費用など

**◆申告に必要な書類**

❶被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの

❷被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などの分かるもの

❸被害を受けて補てんされる保険金などの金額が分かるもの

❹市から交付された「り災証明書」

**◆雑損控除の計算**

| 計算方法 |
|---|
| A 差引損失額（損害金額－保険などから補てんされる金額）－（総所得金額等× 10%） |
| B Aの「差引損失額」のうち災害関連支出の金額－５万円 |

※AかBのいずれか多いほうの金額が控除されます。

※詳しくは、お問い合わせください。

問 **税務課市民税担当** ☎㉓2162

## 医療機関等の一部負担金および介護サービス利用者負担の免除期間の終了

東日本大震災で被災した人へ申請により交付している国民健康保険または後期高齢者医療保険の「一部負担金等免除証明書」や、介護保険の「介護保険利用者負担免除認定証」の有効期間は、二月二十九日㈬までとなります。

住家が全半壊するなど免除の要件に該当する人で、国民健康保険等免除申請の手続きをしていない場合は、期限までに保険給付課（市役所本庁舎一階）または各総合支所市民税務課で手続きをしてください。

一部負担金等免除証明書の交付を受ける前に受診し、一部負担金等をすでに支払っている場合は、還付の申請ができます。

問 **【医療保険の免除】保険給付課国民健康保険担当 ☎㉓6051**
**【介護保険の免除】高齢介護課介護給付係 ☎㉓6125**

## 事業者向け 二重債務等相談窓口

東日本大震災により大きな被害を受けた事業者を対象に、支援機関や支援施策の紹介、事業計画や再生計画の策定支援、二重債務問題への対応に向けた支援などを行っています。個人事業者、小規模事業者などの相談も受け付けています。

問 **県産業復興相談センター** ☎022-722-3858

## 放射能情報サイトみやぎ

宮城県の放射線・放射能の情報を伝える「放射能情報サイトみやぎ（http://www.r-info-miyagi.jp/）では、最新の測定結果だけでなく、過去の結果も見ることができます。携帯電話版もありますので、お出かけ中や買い物中に測定結果が知りたくなった際などにご利用ください。

**◆掲載内容**

市町村ごとの放射線・放射能の測定結果、水道水・農林水産物などの放射性物質測定結果、放射線・放射能に関するQ&Aなど

問 **県原子力安全対策課** ☎022-211-3323

▲ QRコードを使って、携帯電話版の放射能情報サイトみやぎを見ることができます。

## ●災害ごみ一時保管所●

| 場所 | 2月の受け入れ日 | 受け入れ品目 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 岩出山上野目字朴木欠地内（日東電工㈱向い） | 毎週日曜日・水曜日、第2・4土曜日を除く日 | 家屋廃材（「かやぶき屋根のかや」も可）、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの（スレート瓦など） | 環境保全課（災害廃棄物対策室）☎23-2123 ☎23-6074 |
| ㈱江合（石田工業団地内） | 毎週日曜日、第2・4土曜日を除く日 | 瓦、コンクリートブロック類 | |
| 旧鹿島台商業高校跡地 | 毎週金曜日、土曜日を除く日 | 家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類 | 鹿島台総合支所総務課 ☎56-7111 |

**※災害ごみの受け入れは、平成24年3月31日㈯で終了します。**

※搬入時間は9時～12時、13時～16時、対象は個人の災害ごみに限ります。積雪によりやむを得ず閉鎖する場合がありますので、お問い合せください。

※事前に環境保全課または各総合支所総務課で搬入許可証の交付を受けてください。搬入許可証がない場合は搬入できません。申請できるのは世帯員に限ります。

**【搬入許可証の交付手続き】**❶「り災証明書」または「被災証明書」の提示❷搬入する車両ナンバー❸搬入者の住所、氏名、連絡先❹解体家屋の坪数❺搬入期間の記入が必要です。許可証がない場合は搬入できません。

※「かやぶき屋根のかや」「アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの」を搬入する場合は、地域にかかわらず事前に、環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。

## 主な放射能測定結果

水道水と給食食材の測定結果の不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値未満の状態を表し、不検出横の（　）の値は、その検出下限値を示しています。

**水道水の測定結果**（単位：ベクレル /kg）

| 採取日 | 採取場所 | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | |
|---|---|---|---|---|
| | | | Cs-134 | Cs-137 |
| 1月10日 | 大崎広域水道麓山浄水場（加美町） | 不検出（0.6未満） | 不検出（0.6未満） | 不検出（0.6未満） |
| 1月11日 | 青山浄水場（鳴子温泉） | 不検出（0.5未満） | 不検出（0.5未満） | 不検出（0.6未満） |
| 1月11日 | 清水浄水場（古川） | 不検出（0.5未満） | 不検出（0.6未満） | 不検出（0.5未満） |
| 1月11日 | 中里系浄水（岩出山） | 不検出（0.4未満） | 不検出（0.7未満） | 不検出（0.5未満） |

**空間放射線量の測定結果**（単位：マイクロシーベルト /h）

| 測定日 | 測定場所 | 地表面から1m | 地表面から0.5m |
|---|---|---|---|
| 1月18日 | 市役所第2駐車場 | 0.07 | 0.08 |
| | 松山総合支所 | 0.05 | 0.07 |
| | 三本木総合支所 | 0.08 | 0.10 |
| | 鹿島台総合支所 | 0.07 | 0.07 |
| | 岩出山総合支所 | 0.12 | 0.14 |
| | 鳴子総合支所 | 0.08 | 0.09 |
| | 田尻総合支所 | 0.08 | 0.09 |

**給食食材の測定結果**（単位：ベクレル /kg）

| 区分 | 検査日 | 品目 | 産地 | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム（Cs-134+Cs-137） |
|---|---|---|---|---|---|
| 学校 | 1月13日 | ネギ | 大崎市古川 | 不検出(0.7未満) | 不検出(1.7未満) |
| | 1月13日 | キャベツ | 大崎市古川 | 不検出(0.7未満) | 不検出(2.1未満) |
| | 1月13日 | サバ | 青森県八戸沖 | 不検出(5.5未満) | 不検出(15.8未満) |
| 保育所 | 1月13日 | 小松菜 | 大崎市田尻 | 不検出(0.8未満) | 不検出(2.0未満) |
| | 1月13日 | ジャガイモ | 大崎市田尻 | 不検出(0.6未満) | 不検出(1.3未満) |

問 「水道水の測定結果について」
→水道部配水課水質係 ☎24-1164
「空間放射線量の測定結果について」
→防災安全課消防担当 ☎23-5144
「給食食材の測定結果について」
→教育総務課学校給食担当 ☎72-5032
→子育て支援課保育所係 ☎23-6045